

## 第517回茨城海区漁業調整委員会 次第

日時：令和5年5月16日（火）

午後3時から

場所：水戸市三の丸1-1-33

すいさん会館 5階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員17名、出席委員 名、欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員、 委員

5 議 題

第1号議案 ひき縄釣による水産動物の採捕について(委員会指示)

第2号議案 まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)

第3号議案 漁業法第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準(案)について(協議)

第4号議案 いせえびを対象とした潜水器漁業の特別採捕許可の取扱いについて(協議)

6 報告事項

(1)機船船びき網漁業の漁況経過と今後のシラス漁の見通し

7 その他

8 閉 会

資料No. 1 — 1

茨海利協第 1 号  
令和 5 年 5 月 1 日

茨城海区漁業調整委員会  
会長 高濱 芳明 殿

茨城県海面利用協議会  
会長 岡本 成 司



ひき縄釣による水産動物の採捕について（答申）

令和 5 年 4 月 20 日付け茨漁調委諮問第 1 号で諮問のあったこのこと  
については、原案のとおりで差し支えありません。



指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

茨城県海面におけるひき縄釣（釣糸及び釣針を有する漁具を、船舶を使用してひきまわして行う釣漁法をいう。）により水産動物を採捕する場合について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 年 月 日 （県報登載日）

茨城海区漁業調整委員会  
会長 高 濱 芳 明

（採捕の制限）

- 1 茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号、以下「調整規則」という。）第41条第1項第6号に掲げる海域において、ひき縄釣により水産動物を採捕する者は、茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。  
なお、漁業者が漁業を営むために行う場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して行う場合はこの限りでない。

（承認の対象）

- 2 1の承認の対象は、次のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 試験研究又は教育実習のためひき縄釣により水産動物を採捕しようとする試験研究機関又は教育機関等（以下「試験研究機関等」という。）
  - (2) トローリング大会等のイベントを開催し、参加者にひき縄釣による水産動物の採捕をさせようとする者（以下「イベント主催者」という。）

（承認の基準）

- 3 1の承認は、対象ごとに次に掲げる要件を全て満たしている場合に行うものとする。
  - (1) 試験研究機関等
    - ア 当該漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生ずる恐れがないこと。
    - イ ひき縄釣を行う予定の海域における海面の利用について、当該海域における海面を利用する県内の関係する漁業協同組合の同意を得ていること。

(2) イベント主催者

- ア 当該漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生ずる恐れがないこと。
- イ ひき縄釣を行う予定の海域における海面の利用について、当該海域における海面を利用する県内の関係する漁業協同組合の同意を得ていること。
- ウ イベントの実施について、開催地の漁業協同組合の同意を得ていること。
- エ イベントが茨城県内に所在する漁港、マリーナを根拠地として行われるものであること。
- オ イベントの実施について根拠地となる漁港、マリーナの管理者の同意を得ていること。
- カ 日の出から日没までの間の採捕であること。
- キ 県内に根拠地のある団体が主催又は共催するイベントであって、イベントが開催される市町村の後援があること。
- ク 委員会指示及び関係法令等の遵守に係る誓約を行うこと。
- ケ 参加者等に茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者を含まないこと。

(条件)

4 委員会は、1の承認をするに当たり、対象ごとに次に掲げる条件を付けることができる。

(1) 試験研究機関等

ア 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

イ 承認の取り消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

ウ 承認証の携帯

承認を受けた者は、ひき縄釣により水産動物を採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。

エ その他の制限又は条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に制限又は条件を付することができる。

(2) イベント主催者

ア 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

イ 承認の取り消し

委員会は、承認を受けた者及び参加者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

ウ 承認を受けた者の責務

イベント主催者は、当該イベントに参加する者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

(ア) 委員会指示及び漁業法並びに茨城県海面漁業調整規則等の関係法令に反する行為をしないこと。

(イ) 入出港時の徐行、見張り人員の確保、救命用具の着用等必要な対策の実施により、安全を確保すること。

(ウ) 漁業者の操業及び航行を妨げる行為をしないこと。

(エ) イベント主催者が作成し委員会の承認を受けた統一図案の標識旗を、イベントに参加し航行している間、船舶の外部から見やすい箇所に掲げること。

(オ) イベントに参加し航行している間、委員会が交付した承認証の写しを携帯すること。

(カ) 操業船の位置から3マイル以内を航行しないこと。

(キ) 使用する船舶にAIS（船舶自動識別装置）を設置し、イベントにおいて航行している間常時稼働させること。

エ 採捕禁止期間

7月1日から9月30日までの土日祝日以外の日は、ひき縄釣を行ってはならない。（但し8月18日はその限りでない。）

オ 採捕対象生物

カジキ類以外の水産動物を採捕してはならない。

カ その他の制限又は条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に制限又は条件を付することができる。

(指示の有効期間)

5 この指示の有効期間は、令和5年6月1日から令和6年5月31日までとする。

(取扱の細目)

6 この指示の定めるもののほか取扱の細目については、ひき縄釣採捕承認取扱要領に定めるところによる。

## ひき縄釣採捕承認取扱要領

令和 年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号によるひき縄釣の委員会指示に基づく承認に係る取扱要領は、次のとおりとする。

(承認の申請)

1 委員会指示の1の承認を受けようとする者は、試験研究機関又は教育機関等が試験研究又は教育実習のために行う場合（以下「試験研究等の場合」という。）にあつては別記様式第1号に(1)に掲げる書類を、トローリング大会等のイベントを開催し、参加者にひき縄釣により水産動物を採捕させようとする場合（以下「イベントの場合」という）にあつては別記様式第2号に(2)に掲げる書類を添えて、実施する日の15日前までに茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

(1) 試験研究等の場合

ア 試験研究等に関する計画書

イ 使用する船舶の証明書（漁船の場合は漁船原簿謄本、その他の船舶の場合は船舶検査証書の写し。）。ただし、本県に漁船登録がなされている漁船の場合はこの限りでない。

ウ 用船の場合は、使用する船舶の使用権限を証する書面

エ 県内の関係する漁業協同組合の同意書

オ その他委員会が必要と認める書類

(2) イベントの場合

ア イベントの開催要領又は採捕計画書等

イ 使用する船舶の証明書（漁船の場合は漁船原簿謄本、その他の船舶の場合は船舶検査証書の写し。）。ただし、本県に漁船登録がなされている漁船の場合はこの限りでない。

ウ 使用する船舶に設置された船舶自動識別装置（AIS）無線局免許状の写し

エ イベント主催者において船舶自動識別装置（AIS）の信号を受信できる施設又は設備を有することを証明する書面

オ 県内の関係する漁業協同組合の同意書

カ 誓約書（別記様式第3号）

キ 参加艇に掲揚させる統一図案による標識旗

ク その他委員会が必要と認める書類

(承認証の交付)

3 委員会は、採捕の承認をしたときは、ひき縄釣採捕承認証（以下「承認証」という。）（試験研究等の場合は別記様式第4号、イベントの場合は別記様式第5号）を申請者に

交付する。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項(氏名又は名称を除く)に変更を生じたときは、遅滞なく、ひき縄釣採捕承認証書換交付申請書(別記様式第6号)に承認証を添えて委員会に提出し、承認証の書換交付を受けること。

(承認証の再交付)

- 5 承認を受けた者は、承認証を亡失し又はき損したときは、速やかに、ひき縄釣採捕承認証再交付申請書(別記様式第7号)を委員会に提出し、承認証の再交付を受けること。

(承認証の返納)

- 6 承認を受けた者は、当該承認がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、委員会に承認証を返納すること。

(実績の報告)

- 7 採捕実績の報告は、ひき縄釣採捕実績報告書(試験研究等の場合は別記様式第8号、イベントの場合は別記様式第9号)により行うものとする。

様式第1号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）㊟

ひき縄釣試験研究等採捕承認申請書

下記によりひき縄釣採捕の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 採捕目的
- 2 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 採捕区域
- 4 ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類及び数量
- 5 使用船舶
  - (1) 船名
  - (2) 船舶番号
  - (3) 総トン数
  - (4) 馬力数
  - (5) 船舶所有者
- 6 採捕に従事する者  
住所  
氏名



年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）印

ひき縄釣採捕承認申請書

下記により大会を開催したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 イベント名
- 2 イベント開催期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 採捕区域
- 4 ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類
- 5 ひき縄釣の根拠地とする漁港等
- 6 参加者及び使用船舶

船名	船舶登録番号	総トン数又は船舶の長さ	参加者氏名	住所

注) 同一船舶に複数の者が乗船する場合は、代表者の住所及び氏名を記すこと。

## 誓約書

元号 年 月 日に開催される（ イベント名 ）の実施に際しては、安全対策を十分に講じるほか、当該イベントの参加者に対し、漁業法及び茨城県海面漁業調整規則等の水産関係法令並びに茨城海区漁業調整委員会の承認の内容、条件を遵守させるほか、採捕終了後速やかに出艇日毎の航行記録及び採捕記録報告書を提出させる等、主催者として適法かつ厳正な大会運営を行うことを誓約します。

この誓約が遵守できない場合は、期間の途中で承認が取り消しとなっても異議申し立てをせず、以後承認されない場合があることを承知します。

（元号） 年 月 日

住 所

氏 名

印

茨城海区漁業調整委員会会長

殿

様式第 4 号

茨調第 号 ひき縄釣試験研究等採捕承認証		
住 所		
氏名又は名称		
採 捕 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
採 捕 区 域		
ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類及び数量		
使 用 船 舶	船名	船舶番号
	総トン数	馬力数
採捕に従事する者	住所	氏名
条 件	1 採捕実績の報告 承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。 2 承認の取り消し 委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。 3 承認証の携帯 承認を受けた者は、ひき縄釣により水産動物を採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。	
令和 年 月 日 茨城海区漁業調整委員会 会 長		

様式第5号

茨調第 号	
ひき縄釣採捕承認証	
住 所	
氏名又は名称	
イベント名	
採 捕 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
採 捕 区 域	
ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類	
ひき縄釣の根拠地とする漁港等	
参加者及び使用船舶	別紙のとおり
条 件	裏面記載のとおり
<p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">茨城海区漁業調整委員会 会 長</p>	

様式第5号裏面

条 件

1 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

2 承認の取り消し

委員会は、承認を受けた者及び参加者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

3 承認を受けた者の責務

イベント主催者は、当該イベントに参加する者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 委員会指示及び漁業法並びに茨城県漁業調整規則等の関係法令に反する行為をしないこと。
- (2) 入出港時の徐行、見張り人員の確保、救命用具の着用等必要な対策の実施により、安全を確保すること。
- (3) 漁業者の操業及び航行を妨げる行為をしないこと。
- (4) イベント主催者が作成し委員会の承認を受けた統一図案の標識旗を、イベントに参加し航行している間、船舶の外部から見やすい箇所に掲げること。
- (5) イベントに参加し航行している間、委員会が交付した承認証の写しを携帯すること。
- (6) 操業船の位置から3マイル以内を航行しないこと。
- (7) 使用する船舶にAIS（船舶自動識別装置）を設置し、イベントにおいて航行している間常時稼働させること。

4 採捕禁止期間

7月1日から9月30日までの土日祝日以外の日は、ひき縄釣を行ってはならない。  
(但し8月18日はその限りでない。)

5 採捕対象生物

カジキ類以外の水産動物を採捕してはならない。



様式第6号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）㊟

ひき縄釣採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、書換交付を申請いたします。

記

- 1 承認番号
- 2 変更内容

事 項	現在の承認内容	書換えようとする内容

- 3 書換しようとする理由

様式第7号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）㊟

ひき縄釣採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証を亡失（き損）したので、下記のとおり再交付を申請いたします。

記

- 1 承認番号
- 2 承認年月日
- 3 亡失（き損）の理由



様式第8号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）<sup>㊤</sup>

ひき縄釣試験研究等採捕実績報告書

1 承認番号

2 採捕期間 年 月 日から 年 月 日

3 採捕実績

採捕日	採捕地点 緯度経度	船名	魚種名	重量 (kg)	陸揚げ又は 放流の別

※全ての採捕個体について個々に記載すること。

※採捕地点は、魚体を船上に揚げた地点を報告すること。

※採捕日ごと、船ごとに整理して記載すること。



漁諮問第2号

茨城海区漁業調整委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を別記のとおり定めたいので、同条第2項の規定により意見を求める。

令和5年4月28日

茨城県知事 大井川 和彦



## 別記

今般、農林水産大臣が、漁業法第 15 条第 1 項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和 5 管理年度における本県の漁獲可能量を定めたことから、同法第 16 条第 1 項に基づき、茨城県資源管理方針に則して、下記のとおり知事管理区分に配分する数量を定めるものである。

## 記

令和 5 管理年度(令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの期間をいう。)における漁業法第 16 条第 1 項に掲げる数量

- 第 1  まさば及びごまさば太平洋系群
  - 1  都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量  
  現行水準
  - 2  知事管理区分に配分する数量  
  茨城県まさば及びごまさば漁業に全量を配分する。

茨城県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部に関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部に関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
まさば及びごまさば太平洋系群	現行水準	0.11%	449
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群			
ずわいがに太平洋北部系群		2.94%	
ずわいがに日本海系群A海域			
ずわいがに日本海系群B海域			
ずわいがに北海道西部系群			
ずわいがにオホーツク海南部			

（注記）基本シェアの算定期間（平成29年から令和元年）の漁獲実績が1トン未満の場合は、配分の対象としない



## 茨城県資源管理方針

(令和3年7月27日)

### 第1 資源管理に関する基本的な事項

#### 1 漁業の状況

本県の海面は、沖合で親潮と黒潮が交錯し、これらの海流から派生する分枝が沿岸で混合する寒・暖流性の魚介類の好漁場であり、高い生産力と地域ごとの特性に応じた多種多様な漁業が営まれている。また、本県の沿岸地域では水産加工業も盛んに営まれており、水産業が中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

#### 2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

### 第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

### 第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

#### 1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

#### 2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

#### 3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能

な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に分配することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

#### 第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

#### 第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

##### 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、使用漁具の制限や休漁期間の設定など漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

##### 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

##### 3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 第6 その他資源管理に関する重要事項

### 1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。
- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえ、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

### 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

### 3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び茨城県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

## 第7 茨城県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

## 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-7 まさば及びごまさば太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。



- (別紙 1-1) まあじ
  - (別紙 1-2) まいわし太平洋系群
  - (別紙 1-3) くろまぐろ (小型魚)
  - (別紙 1-4) くろまぐろ (大型魚)
  - (別紙 1-5) すけとうだら太平洋系群
  - (別紙 1-6) するめいか
- (略)

(別紙 1-7)

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 定置漁業

イ アに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

ア 定置漁業 周年

イ その他漁業 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県まさば及びごまさば漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、当該漁業については免許統数を現状の 2 か統を上限とする。

表 「まさば及びごまさば太平洋系群」(本県管理分)の漁獲可能性と実績

管理年度 <sup>※1</sup>	R1	R2	R3	R4	R5
漁獲可能性 <sup>※2</sup>	若干	若干	現行水準 目安数量 524	現行水準 目安数量 448	現行水準 目安数量 449
実績	272.4	253.2	132.9	10.7 <sup>※3</sup>	

(単位:トン)

※1 7月から翌年6月まで

※2 「若干」:採捕の数量が前年の漁獲実績程度とするもの。(旧法管理)

「現行水準」:現状の漁獲努力量を増すことがないように努める必要があるもの。目安数量が示される。

※3 令和5年2月分まで

2022年12月23日公開



## マサバ (太平洋系群)

マサバは日本周辺に広く生息しており、本系群はこのうち太平洋側に分布する群である。本系群の漁獲量や資源量は漁期年(7月~翌年6月)の数値を示す。

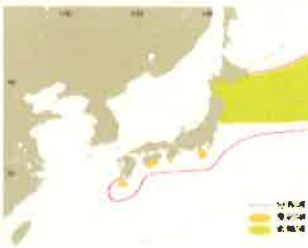


図1 分布図

太平洋沿岸に広く分布する。産卵場は、日本の南岸の黒潮周辺域に形成される。

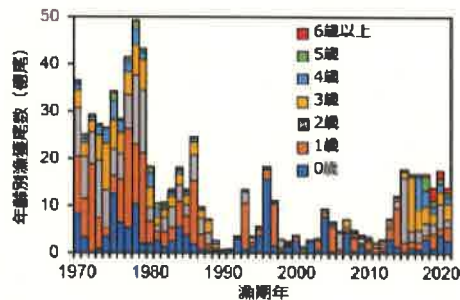


図3 年齢別漁獲尾数の推移

0, 1歳魚が主体であったが、2015年漁期以降は2歳以上の割合が増加している。

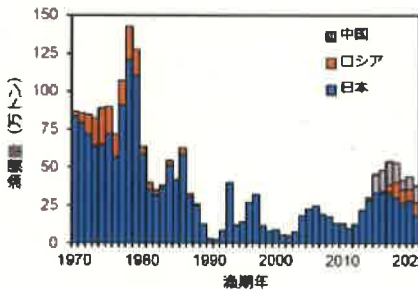


図2 漁獲量の推移

日本の漁獲量は、1970年代は高い水準で推移したが、1980年代に減少し、1990年代および2000年代は低い水準で推移した。2013年漁期以降は増加傾向を示し、2021年漁期は18.6万トンであった。2014年漁期以降、外国船による漁獲があり、2021年漁期のロシアによる漁獲量は8.6万トン、中国による漁獲量は10.7万トンであった。

### 将来の親魚量 (万トン)

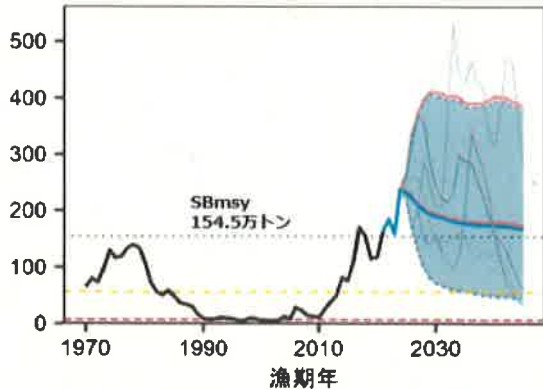
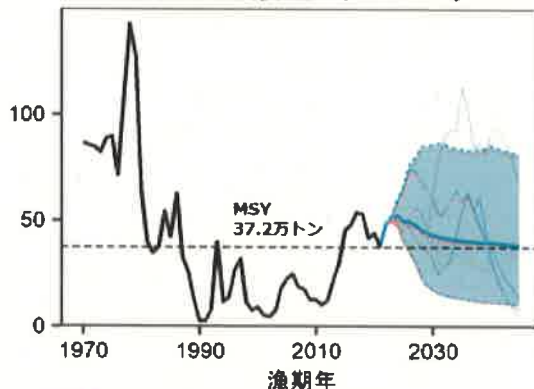


図10 漁獲管理規則の下での親魚量と漁獲量の将来予測 (現状の漁獲圧は参考)

βを0.9とした場合の漁獲管理規則に基づく将来予測結果を示す。

0.9Fmsyでの漁獲を継続することにより、平均値としては漁獲量はMSY付近で、親魚量は目標管理基準値付近で推移する。

### 将来の漁獲量 (万トン)



漁獲管理規則に基づく将来予測 (β=0.9の場合)

現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果(1万回のシミュレーションを試行)の90%が含まれる範囲を示す。

----- MSY  
 ..... 目標管理基準値  
 ----- 附帯管理基準値  
 ----- 禁漁水準



# ゴマサバ (太平洋系群)

ゴマサバは日本周辺に広く生息しており、本系群はこのうち太平洋側に分布する群である。本系群の漁獲量や資源量は漁期年（7月～翌年6月）の数値を示す。

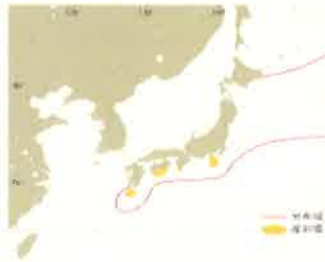


図1 分布図

分布の中心は日本の太平洋側。産卵場は、日本の南岸の黒潮周辺域に形成される。

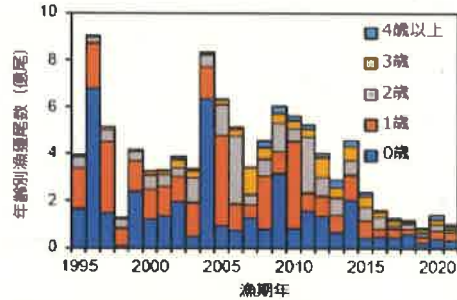


図3 年齢別漁獲尾数の推移

年変化が大きいものの1、2歳魚が主体である。また、加入が良好な年級群（1996、2004、2009年漁期）が出現すると、その年級群が0、1歳魚として大量に漁獲される特徴が見られる。

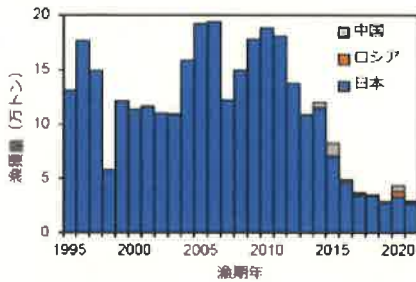


図2 漁獲量の推移

日本の漁獲量は、2005～2011年漁期は高い水準で推移していたが、2012年漁期以降、減少傾向を示し、2021年漁期は2.7万トンであった。2014年漁期以降、外国船による漁獲があり、2021年漁期のロシアによる漁獲量は1.2千トン、中国による漁獲量は1.5千トンであった。

## 近年の低水準の加入が2022年漁期以降も継続する場合

将来の親魚量 (万トン)

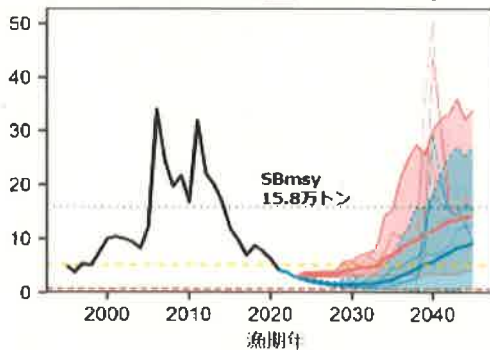
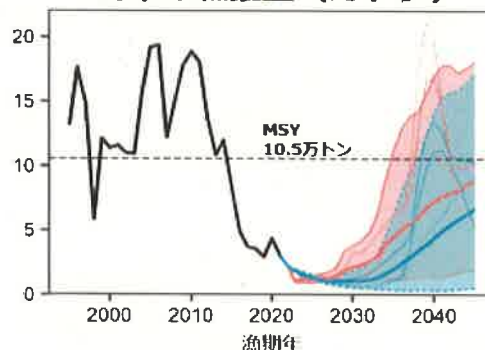


図10 漁獲管理規則の下での親魚量と漁獲量の将来予測 (現状の漁獲圧は参考)

$\beta$ を0.9、加入量を近年の再生産関係の残差を考慮した場合の漁獲管理規則に基づく将来予測結果を示す。

0.9Fmsyでの漁獲を継続することにより、親魚量、漁獲量ともに緩やかに増加するが、いずれの平均値も2030年漁期に目標水準に達しない。

将来の漁獲量 (万トン)



漁獲管理規則に基づく将来予測 ( $\beta=0.9$ の場合)

現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛は(1万回のシミュレーションを試行)の90%が含まれる範囲を示す。

----- MSY  
 ..... 目標管理基準値  
 ----- 漁獲管理基準値  
 ----- 禁漁水準

**漁業法第 73 条第 2 項第 2 号に規定する  
「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準（案）について**

令和 5 年 5 月 16 日  
茨城県農林水産部漁政課

## 1 概要

令和 2 年 12 月の漁業法の改正施行において、漁業の免許にかかる優先順位制度が見直され、個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する複数の者から免許の申請があった場合、漁場を有効に活用している既存の漁業権者に優先して免許されるが、それ以外の場合には、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に免許することとされた。

このため、漁業の免許をすべき者の決定において、漁業法第 73 条第 2 項第 2 号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」を決定するための判断基準を定めるものとする。

### 【根拠となる法令等】

- ・漁業法（昭和 24 年法律 267 号）第 73 条（免許すべき者の決定）
- ・「海面利用制度等に関するガイドライン」（令和 2 年 6 月 30 日付け 2 水管第 499 号水産庁長官通知）
- ・「海区漁場計画等の作成等について」（令和 4 年 4 月 14 日付け 4 水管第 57 号水産庁長官通知）

## 2 「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準

別添（案）のとおり

表 当該基準の適用範囲と判断基準

適用範囲	判断基準
(1) 類似漁業権の個別漁業権 ・ 同一の個別漁業権について漁場が適切かつ有効に活用されていると認められる満了漁業権を有する者から申請がなく、免許の申請が複数ある場合 (2) 類似漁業権以外（新規漁業権）の個別漁業権 ・ 同一の個別漁業権について免許の申請が複数ある場合 ⇒当海区では、定置漁業権が該当	以下の具体的な取組が計画されており実現が可能であると見込めるか。 (1) 漁業生産の増大 (2) 漁業所得の向上 (3) 就業機会の確保

## 3 今後のスケジュール（案）

- ・ 令和 5 年 5 月 16 日 第 517 回漁業調整委員会にて協議
- ・ 令和 5 年 5 月 公表
- ・ 令和 5 年 6 月 1 日～7 月 31 日 免許申請書受付期間
- ・ 令和 5 年 8 月 第 520 回漁業調整委員会へ免許に係る諮問、免許

漁業法第 73 条第 2 項第 2 号に規定する

「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準（案）

令和 5 年 月 日

茨城県農林水産部漁政課

1 趣旨

この判断基準は、茨城県における個別漁業権の内容たる漁業の免許に当たり、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 73 条第 2 項第 2 号に規定する地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者を決定するため審査を行う際の基準を定める。

2 適用範囲

この基準は、令和 5 年 3 月 9 日付け茨城県公示第 253 号によって公示された茨城海区及び令和 5 年 3 月 9 日付け茨城県公示第 254 号によって公示された霞ヶ浦北浦海区における海区漁場計画のうち、個別漁業権にかかる以下の場合に適用する。

(1) 類似漁業権	同一の個別漁業権について漁場が適切かつ有効に活用されていると認められる満了漁業権を有する者から申請がなく、免許の申請が複数ある場合
(2) 類似漁業権以外の漁業権	同一の個別漁業権について免許の申請が複数ある場合

3 判断基準

次の（１）から（３）に掲げるほか、その他の地域の水産業の発展に寄与する具体的な取組が計画されており、実現が可能であると見込めるか等について、漁業免許申請書に添付の事業計画書により審査し、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者を総合的に判断する。

(1) 漁業生産の増大

- ・ 生産計画は客観的な根拠により設定されており、免許の存続期間における安定的な生産が可能であると見込めるか。
- ・ 漁場環境の保全・改善又は悪化を防止するための対策が講じられており、免許の存続期間における良好な漁場環境の維持が可能であると見込めるか（区画漁業権に限る）。

(2) 漁業所得の向上

- ・ 生産物の品質や評価の向上についての取組などが具体的に検討されており、実現が可能であると見込めるか。

(3) 就業機会の確保

- ・ 従事者の雇用計画が定められており、地域における就業機会の向上に寄与していることと見込めるか。

漁業法改正に伴う免許の優先順位の見直しについて

1 漁業権の種類

団体漁業権・・・漁業を自ら営まない漁業協同組合等が免許を受けるもの

個別漁業権・・・漁業権を有する者が自らその内容たる漁業を営むもの

表 本県における漁業権の区分

	共同漁業権	定置漁業権	区画漁業権	
			魚類藻類等	真珠
茨城海面	団体	個別		
霞ヶ浦北浦海面			団体	個別
内水面			個別	個別

2 免許をすべき者の決定（優先順位）

定置漁業権や区画漁業権（個別漁業権として分類されたもの）については、現漁業権者以外の複数の者からの免許申請が想定されるため、免許をすべき者を決定するための基準が必要。

<法改正前>

旧漁業法（第15～19条）で、定置漁業権及び区画漁業権の免許についての具体的な優先順位が定められていたが、事業の継続性を考慮しないものであったため、大規模で長期的な投資を要する者や新たに投資をして営もうとする者の参入が阻害されていた。

<法改正後>

個別漁業権において、免許すべき者（「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」）を決定するための審査基準を、地域の実情を踏まえて都道府県知事が作成。

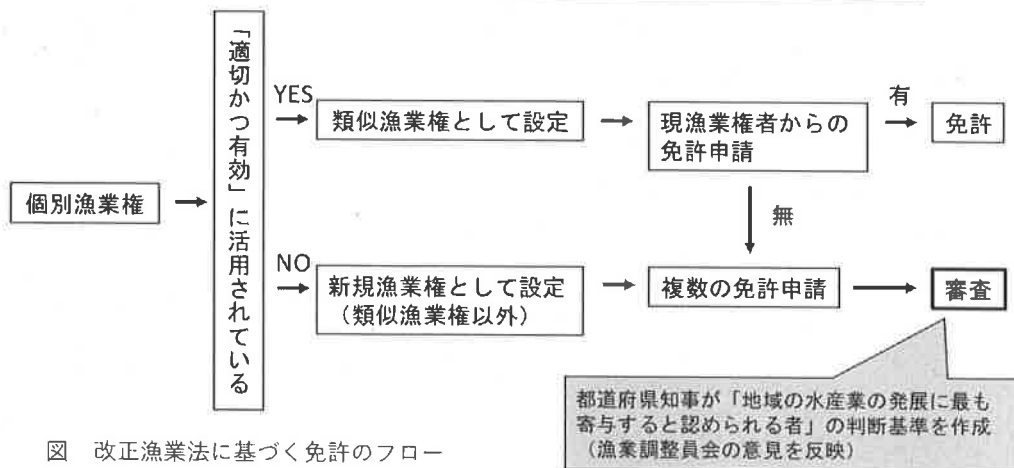


図 改正漁業法に基づく免許のフロー

【根拠となる法令等】

- ・漁業法（昭和24年法律267号）第73条（免許すべき者の決定）
- ・「海面利用制度等に関するガイドライン」（令和2年6月30日付け2水管第499号水産庁長官通知）
- ・「海区漁場計画等の作成等について」（令和4年4月14日付け4水管第57号水産庁長官通知）

○漁業法

(免許をすべき者の決定)

第七十三条 都道府県知事は、第六十四条第六項の申請期間内に漁業の免許を申請した者に対しては、第七十一条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、免許をしなければならない。

2 前項の場合において、同一の漁業権について免許の申請が複数あるときは、都道府県知事は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める者に対して免許をするものとする。

- 一 漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する漁業権（以下この号において「満了漁業権」という。）とおおむね等しいと認められるものとして設定される漁業権について当該満了漁業権を有する者による申請がある場合であつて、その者が当該満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合 当該者
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者

○海区漁場計画の作成等について

第3 漁業権の免許

4. 免許をすべき者の決定

(2) 法第73条第2項第2号

2) 判断基準

この判断基準については、行政手続法第5条第1項の規定に基づき、あらかじめ審査基準を定め、公表することとされたい。

この審査基準は、各地域の水産業の実情を踏まえて作成されるべきであり、同じ都道府県内でも、地域によって審査基準が異なることもあり得る。地域の水産業の将来を見据え、実効性のある審査基準とするよう検討し、委員会にもあらかじめ示すこととされたい。

なお、この審査は都道府県知事が行うものであることから、既存の漁業権者の同意の有無等をもって判断するものとはならないように留意して審査基準を作成されたい。地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者を判断するための審査基準であるとの前提に立ち、複数の審査項目を設け総合的に判断するものとなるよう努められたい。

3) 審査方法

漁業法施行規則第25条において、免許の申請には、事業計画書を添付しなければならないものとされている。

都道府県知事は、地域水産業の発展に寄与することの審査のため、免許の申請をしようとする者が添付する事業計画書に、法第73条第2項第2号に例示するように、漁業生産の増大、漁業所得の向上、就業機会の確保など新たな漁業権を有することとなった場合の計画を記載させることなどが考えられる。どのような書類を提出させるのかも含め、あらかじめ審査基準において明らかにすることとされたい。

○海面利用制度等に関するガイドライン

第4 漁業権

1 漁業の免許

法第 73 条第 2 項第 1 号以外の場合は、免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に対して免許をするものとされている（法第 73 条第 2 項第 2 号）。「地域の水産業の発展に最も寄与する」か否かは、新たに設定された個別漁業権について複数の免許の申請があった場合に判断することとなる。

この場合においては、生産量の増大、漁業所得の向上、就業機会の拡大、地域の漁業者との調和的発展、地元の水産物流通や加工に与える影響等を中長期的な観点から総合的に勘案することが適当と考えられる。また、同じ都道府県の水面であっても、個別漁業権の対象となる魚種や漁場の条件により、判断基準が異なることは当然に考えられる。このため、あらかじめ判断基準を定め、複数の免許の申請があった場合に速やかに免許することができるようにしておくことが望ましい。



いせえびを対象とした潜水器漁業の  
特別採捕許可の取扱いについて

令和5年5月16日

茨城県農林水産部漁政課

## 1 これまでの取扱い内容

平成28年に久慈町漁協（河原子出張所）から「いせえび」を対象とした潜水器漁業の操業要望が提出されたが、①潜水器使用による「いせえび」の採捕実績がないこと、②既に「いせえび」を漁獲対象としている固定式刺網漁業との競合が懸念されることから、以降、資源への影響、漁場利用・漁業調整上の問題や漁業経営への寄与等について調査・検討を行うため、特別採捕許可を発給している。

## 【特別採捕許可の内容】

項目	内容
漁具・漁法	潜水器漁業
操業期間	許可日から9月30日まで
操業区域	第1種共同漁業権内（茨共第7号）
制限条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・操業時間は日の出から日没まで</li> <li>・操業時に特別採捕用標旗の掲揚</li> <li>・試験操業結果報告書の提出（操業後1か月以内）</li> </ul>

## 【漁獲成績】

年度	延日数	従事者数	いせえび		備考
			漁獲量	金額	
H28	実績なし	—	—	—	天候不順等のため
H29	実績なし	—	—	—	〃
H30	1日	3人	2.0kg	6,480円	
R元	実績なし	—	—	—	天候不順等のため
R2	実績なし	—	—	—	〃
R3	1日	2人	2.5kg	6,875円	
R4	2日	3人	54.8kg	139,652円	

※ 4月26日、県が久慈町漁協に対し、意向を確認。過去、海象条件や経済的に優位なアワビの採捕を優先して操業したことにより、いせえびの十分な漁獲に至らなかった年があるものの、引き続き特別採捕許可による試験操業実施の希望があった。

## 2 特別採捕許可の今年度取扱いについて（案）

令和5年4月14日付けで久慈町漁協から「いせえび」を対象とした潜水器漁業の許可に関する要望書（別添）が提出があり、内容を確認したところ、当該試験操業を継続する必要があると判断されたため、今年度も引き続き「いせえび」を対象とした潜水器使用の特別採捕許可を発給することとしたい。

令和5年4月14日

茨城県農林水産部漁政課長 殿

久慈町漁業協同組合  
代表理事組合長 木村 勲

いせえびを対象とした潜水器漁業の許可に関する要望

盛夏の候、皆様におかれましてはますますご清栄の事とお喜び申し上げます。

さて、当組合河原子出張所においては、平成28年以降、数名の漁業者が潜水器漁業の許可をうけ同漁業を営んでおります。

同漁業においては、従来、素潜りで漁獲してきた漁業権漁場内の磯根資源（あわび、うに、いわがき）について、潜水器を利用することにより、身体への負担を軽減し、より安全に操業することができることから、漁業権漁場を管理する漁業者にとって大変ありがたい許可となっております。

一方で、磯根資源のうち「いせえび」については、近年、資源状態が安定しているにもかかわらず、当該地区においては、いせえびを対象とした刺し網漁業は、釣り漁業等との調整により灘側での操業は禁止とする取り決めとなっているため、灘側の漁業権漁場における「いせえび」資源の有効利用が当該地区の課題となっております。

潜水器漁業の許可においては、「いせえび」の採捕が認められていないため、当組合では、平成28年より、県へ要望し「いせえび」を対象とした潜水器漁業の特別採捕許可を受け、試験操業を行って参りました。

つきましては、今年度におきましても、特別採捕許可を発給いただき、引き続き検証が行えますよう、お願い申し上げます。

当組合としましては、今後とも漁業権漁場の環境維持を図りつつ、磯根資源の持続的利用に努めて参る所存でありますので、本要望について、特段のご配慮を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。



令和5年4月14日  
令和5年度いせえび等磯根資源管理計画書

組合名 久慈町漁業協同組合

当組合は、免許を受けている茨共第7号において、潜水器を使用したいせえび漁業（試験操業）を行うにあたり、次の管理を行うことにより、磯根資源（いせえび）の持続的利用を図ることとする。

1. 操業日数について
  - ・ 操業日数は、特別採捕許可を受けた日から9月30日の間で、10日間以内とする。
2. 操業時間について
  - ・ 操業時間は、8時から16時までとする。
3. 操業区域について
  - ・ 操業区域は、茨共第7号とする。
4. 操業人数について
  - ・ 操業人数は、1日当たり3人以内とする。
  - ・ 操業にあたっては、できるだけ複数人で操業し、相互に安全監視を行うなど、操業の安全確保に努める。
5. 漁獲量の上限について
  - ・ 採捕する「いせえび」は、1日1人当たり30kg以内とする。
6. 増殖対策について
  - ・ ウニの密度管理や磯清掃を行い漁場保護に努める。
  - ・ 小型個体や抱卵親エビの採捕を控えるなど資源保護に努める。
7. その他
  - ・ 採捕した「いせえび」は、全て漁業協同組合が一括して販売する。
  - ・ 地域が実施する水産物のPRイベント等への採捕した「いせえび」の提供には、積極的に協力する。
  - ・ 必要に応じ茨城県水産試験場へ指導・助言を求めるほか、県の実施する調査へ協力する。

令和5年度「いせえび」を対象とした潜水器漁業の  
特別採捕許可の取扱い（案）

1 許可の方針

「いせえび」を対象とした潜水器漁業について、潜水器使用による効率的な操業方法や固定式刺網漁業との競合による影響等を調査するため、特別採捕許可を行う。

（適用除外条項：茨城県海面漁業調整規則第41条）

2 許可の対象者

いせえび漁業を内容とする第1種共同漁業権を有する漁業協同組合とする。

3 許可期間

許可の日から令和5年9月30日まで

4 操業期間

許可期間に同じ

5 漁獲対象

いせえび

6 操業区域

いせえび漁業を対象として申請者が免許を受けている第1種共同漁業権漁場区域。  
なお、共有漁業権漁場の場合は関係する漁業協同組合の同意があること。

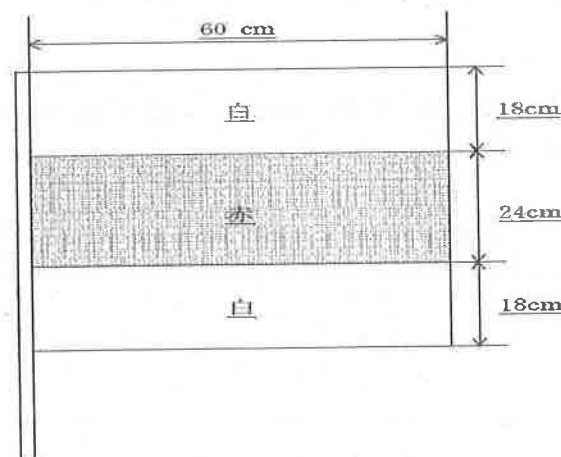
7 許可に際しての制限又は条件

(1) 操業時間は、日の出から日没までとする。

(2) 操業を行うときは別記様式の標旗を見やすい場所に掲揚しなければならない。

(3) 試験操業終了後1ヵ月以内に別に定める様式により、試験操業漁獲成績報告書を  
知事に提出しなければならない。

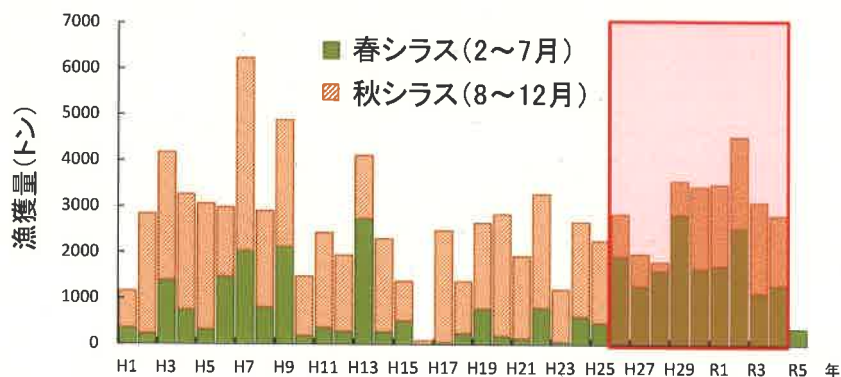
別記様式



# 船曳網の漁況経過と 今後のシラス漁の見通し

水産試験場 回遊性資源部

## シラス漁獲量の推移



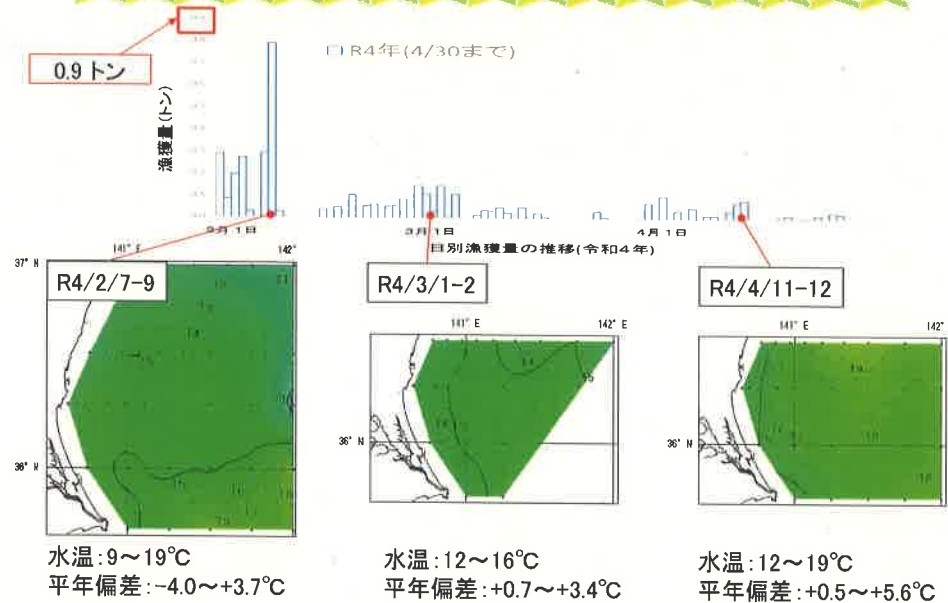
茨城県シラス漁獲量の推移 (R5年は4月まで)

**H26年以降、春シラスの好漁が続いている。**  
(前年: 1,305 トン、過去5年平均: 1,675 トン)

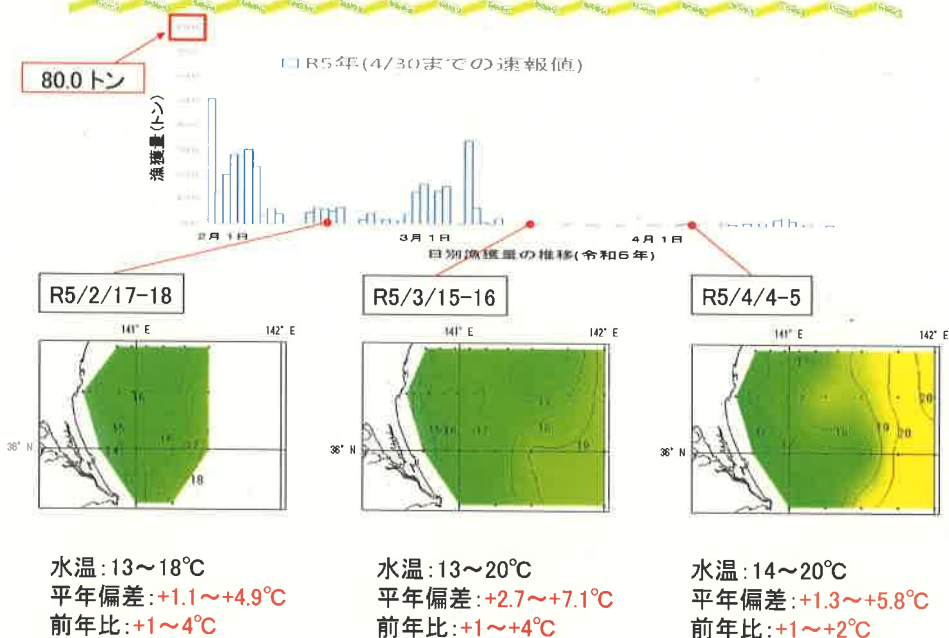
## 船曳網(シラス)の漁況経過



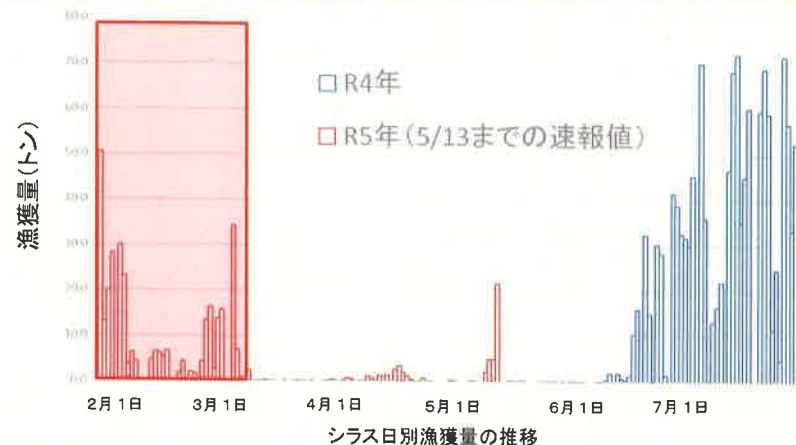
## 前年の漁況と海況(4月末まで)



# 今年の漁況と海況(4月末まで)

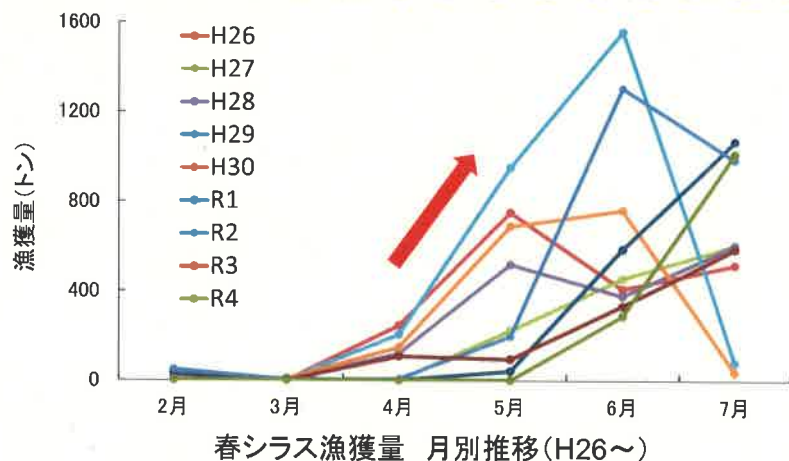


# 前年と今年の日別シラス漁獲量の推移



R4年は6月上旬まで不漁であったが、その後漁獲量が増加し中漁となった。一方、R5年は2月1日から3月上旬にかけて、**ウルメシラス・マシラス混じり**で過去に例のないほど豊漁になっている。

# 春シラス月別漁獲量の推移

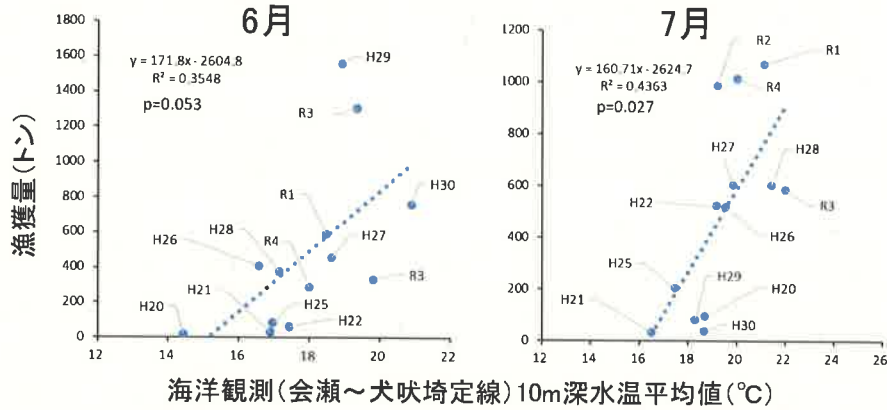


春シラスが好漁となったH26年以降は、主に**5月から漁獲量が増加**し始めている。



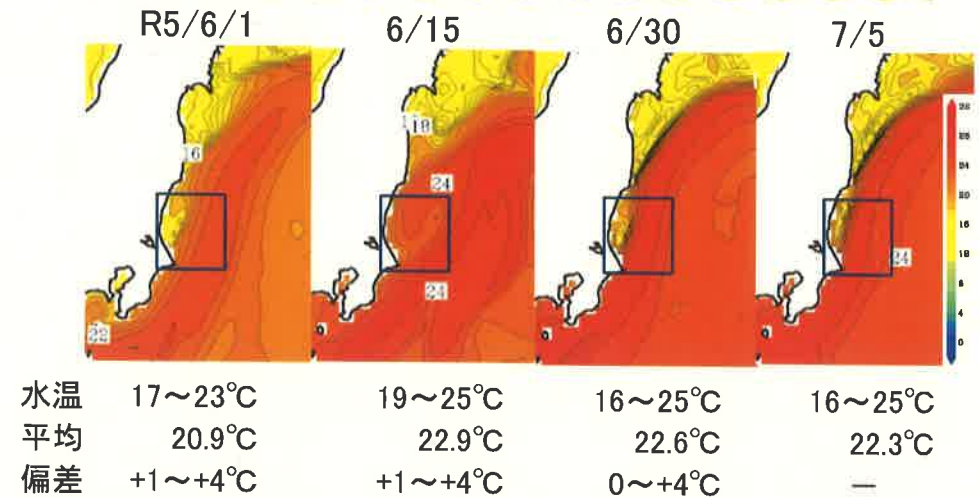
今後のシラス漁の見通し

# 春シラス漁獲量と水温の関係



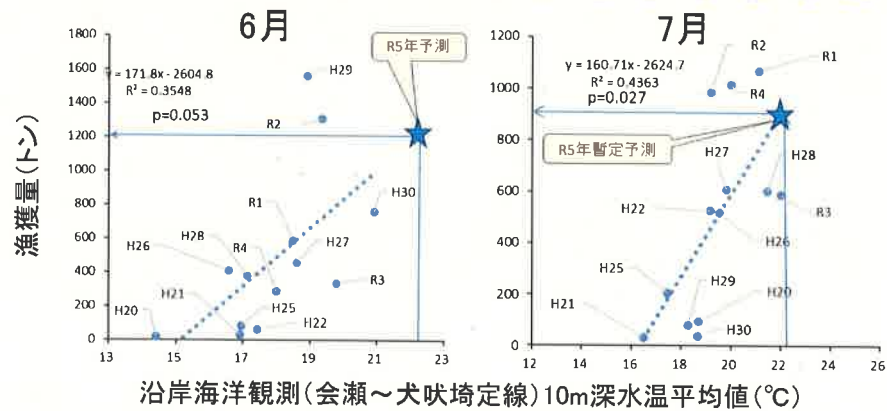
水温が高いほど、春シラスの漁獲量が増加  
 (10m深水温との関係性が高い)

# 今年の海況の見通し



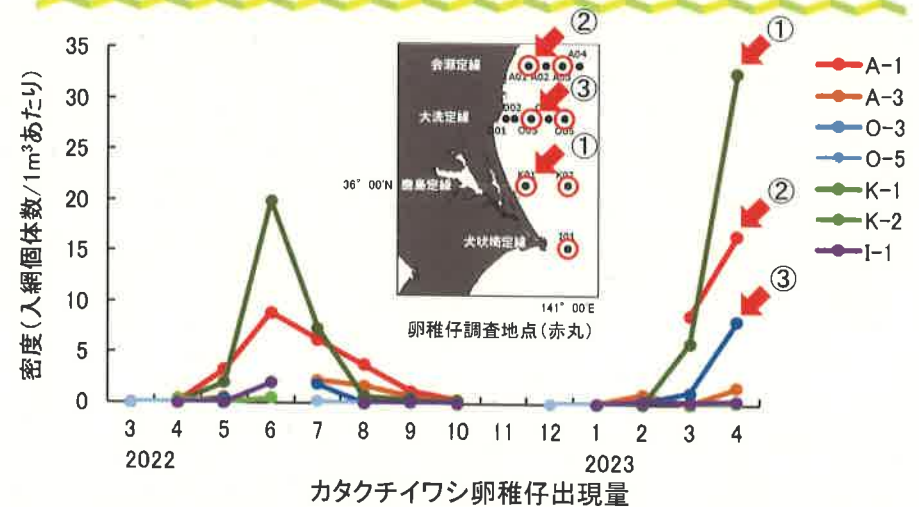
6~7月上旬の水温：平年並~やや高め

# 今年の春シラス漁(6~7月)の予測



現時点で6月は1,200トン、7月は900トンと予測  
 ※ 7月は7月5日までの水温で予測したため暫定値

# 今年の春シラス漁の期待要素



## 船曳網漁況速報

令和5年5月10日漁況

令和5年5月11日漁況

令和5年5月13日漁況

地区	出漁隻数	漁獲量 (キログラム)	地区	出漁隻数	漁獲量 (キログラム)	地区	出漁隻数	漁獲量 (キログラム)
大津	6	965	大津	31	4,091	大津	31	7,509
久慈町	2	263	久慈町	5	685	久慈町	6	1,539
久慈浜丸小	システム不調		久慈浜丸小	システム不調		久慈浜丸小	7	1,517
大洗町	8	312	大洗町	なし		大洗町	23	6,306
鹿島群	16	727	鹿島群	なし		鹿島群	30	4,741
はさき	なし		はさき	なし		はさき	なし	

今年は、県北で5/10から、県南で5/13から新規群が加入し始め、漁獲量が増加し始めた。

13

## 春シラス漁の見通し

- 6～7月の水温：平年並～やや高めと予測
- 4月のカタクチイワシの卵稚仔採集数は例年より多い
- 今年は5月10日から新規群が加入



**春シラス(2～7月)は、現時点では好漁と予測される**

\* 詳細な予測はFRA-ROMS II の水温予測が7月中旬まで公表されてから、「水産の窓」でお知らせします。

14